

案内

地域づくりに関する各種情報提供を行っています 地域づくり団体名簿の登録にご協力ください

問い合わせ 観光まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3174 ☎ 22-3174

○登録していただいた団体には

阿蘇市に届いた地域づくりに関する講演会やイベントの案内、各種助成事業等の情報を提供します。(情報提供は経費削減のため、メールアドレスの登録をお願いします。)
※登録料等は一切発生しません。また、登録者の情報はこの情報提供以外では使用いたしません。

○現在登録している団体各位へ

本市から送られてくる団体名や宛名・住所等に誤りや変更等はありませんか。もし修正、変更等ございましたら観光まちづくり課 (Tel 22-3174) までご連絡ください。
※メールアドレスの登録について、ご協力をお願いします。

各種地域づくり団体の活動状況を把握し、地域づくり活動に役立つ情報提供を行うため、阿蘇市地域づくり団体の名簿を作成しています。(現在、32団体が登録済)
業種や会員数・活動範囲等は一切問いません。阿蘇市で活動されている団体(法人格を有しない任意団体等)は全て対象となりますので登録にご協力お願いします。登録手続きに関しては、ホームページ(以下)をご確認いただくか観光まちづくり課にお問い合わせください。

【阿蘇市地域づくり団体名簿への登録に関するホームページ】
http://www.city.aso.kumamoto.jp/living/organize/com_build_group.html

案内

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ はり・きゅう券の助成が受けられます

問い合わせ ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145 ☎ 55-3145

阿蘇市国民健康保険被保険者証をお持ちの方(※年齢15歳以上)は年間(4月から3月までの間)20枚(1回の申請で10枚)のあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施設利用者証の交付が受けられます。

1回の施術で1枚提出していただく1000円の助成が受けられます。必要な方は、市役所又は各支所にて申請して下さい。

※国保資格喪失後(75歳到達・他保険加入、転出など)の施術については使用できません。
※保険税の滞納がある場合は交付枚数を制限させていただきます。

※施設利用者証は本人以外利用できません。(家族であっても譲渡することはできません)
※1回の施術につき1枚のみ利用できます。

※指定施術所については、お問い合わせ下さい。

●申請に必要なもの
保険証・印鑑



募 集

安全ですか？あなたの住まい 耐震診断の費用を補助します ～平成25年度 阿蘇市住宅・建築物耐震診断事業～

問い合わせ 建設課 建築営繕係 ☎22-3187 ☎22-3187

●耐震診断の補助を受けられる条件

- ①阿蘇市内にある住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- ③木造2階建て以下の戸建て住宅
- ④現在、入居中であること

上記①～④の全ての条件を満たす場合、耐震診断の補助を受けられる可能性があります。詳しくは建設課建築営繕係までお尋ねください。

●募集戸数 10戸

※補助金を超える耐震診断費用は自己負担となります。

●補助金の額 耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万6千円を限度とします。

●補助金の額 耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万6千円を限度とします。

●補助金の額 耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万6千円を限度とします。

●補助金の額 耐震診断に要する経費の3分の2以内の額で、1戸につき8万6千円を限度とします。

戸 建て木造住宅の耐震化の促進と、地震による被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、耐震診断を行う住宅の所有者に対して補助金を交付します。



催 し

6月22日(土)に「ASOクリーン作戦」を実施 阿蘇の景観維持にご協力を！

問い合わせ 市民課 生活衛生係 ☎22-3135 ☎55-3135

市

では、環境月間に合わせ「ASOクリーン作戦」と称し、ミルクロード沿線等の美化活動を展開します。

市民全体による環境美化ボランティア活動として取り組み、農村景観の維持を図るため外来植物の駆除も併せて行います。皆さまの参加協力をお願いします。

なお、各地域におきましても美化作業に取り組んでいただきますようお願いいたします。(ゴミ袋は市民課で準備しますので、事前にご連絡ください。)

●とき 6月22日(土)

午前9時受付 午前9時30分開始

●少雨決行・・・

中止の場合は当日午前7時頃、お知らせ端末により放送します。

●集合場所 阿蘇

観光牧場駐車場 (ミルクロード沿い)

※ゴミ袋、軍手は準備します。



—昨年のASOクリーン作戦の様子。

申請

国民年金保険料の免除・納付猶予制度の 申請受付が始まります (7月から)

問い合わせ ほけん課 国保・年金係 ☎22-3145 ☎55-3145

経 済的な理由等で国民年金の保険料を納付

することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。平成25年度(平成25年7月から平成26年6月までの期間)の申請受付を7月から開始します。

また、平成24年度(平成24年7月から平成25年6月までの期間)の免除をご希望で申請がお済みでない方は、7月31日頃までに申請をお願いします。(8月以降の申請は受付できませんのでご注意ください。)

■その他の制度

「特例免除」

お仕事を退職(失業)された方が対象です。申請時には離職票または雇用保険受給者証などをお持ちください。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の被保険者の方

で納付猶予を希望される方が対象です。

「学生納付特例」

20歳以上の学生の方は、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。希望される学生の方は、学生証または在学証明書をお持ちになりお早めに手続きをお願いします。

■7月は障害年金受給者の 現況届提出が必要で

●対象者

障害年金受給者の中で左記に該当する方
▼20歳前に初診日のある障害により年金を受けている方(年金証書の年金コード上2桁が63の方) 例 年金コード「6350」

▼旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている方(年金証書の年金コード上2桁が26

の方) 例 年金コード「2650」

●提出期限

7月31日(日)

●提出先

ほけん課 国保・年金係または各支所市民係

※対象となる方には、日本年金機構から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し必ず期限内に提出してください。
※提出が遅れると障害年金の支給が一時停止になることがあります。

●免除の対象となる所得の目安(平成25年度[平成25年7月~]の基準)

	全額免除 【保険料免除】	4分の3免除 【月額 3,760円】	半額免除 【月額 7,520円】	4分の1免除 【月額 11,280円】
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯 (夫婦・子2人等)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

※表の上段は所得額、下段()内は収入額

※多段階免除制度は、本人だけでなく、配偶者や世帯主も多段階の免除基準に該当していることが必要です。
※2人世帯、4人世帯は夫か妻どちらかの方に所得(収入)がある世帯の場合です。
※社会保険料(国民年金・国民健康保険等)について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。社会保険料控除などの控除額は各個人で異なるため、この表はあくまで目安です。